

3 篠ま第 602号
令和3年12月3日

篠栗町監査委員 石内 清之 様
同 今長谷 武和 様

篠栗町長 三 浦



弁 明 書

請求人 横山和輝氏が令和3年11月12日付で提起した住民監査請求について、下記のとおり弁明いたします。

記

1 弁明の趣旨

本件請求を却下するとの決定を求める。

2 弁明の理由

篠栗北地区産業団地には、平成30年5月28日に企業立地に関する協定締結を行ったケアユー株式会社（以下「ケアユー」という。）を皮切りに令和3年8月12日に売買契約を締結した松原食品株式会社（以下「松原食品」という。）で計6社の進出が確定いたしました。現在では、全ての進出企業が売買代金を完納し、所有権移転登記も完了させ、建屋の詳細設計等を進めているところです。

今回、進出企業のうち株式会社やまやコミュニケーションズ（以下「やまや」という。）・ケアユー・極東ファディ株式会社（以下「ファディ」という。）の3社は、先行して進出の表明を行い、当該産業団地造成工事完了前に企業立地協定並びに売買契約書の締結を行いました。また、造成工事完了前に契約額の2割を契約保証金として納付を受け、残りの8割を精算金として本町が納入通知書に記載する期限の日までに本町が定める方法により一括して納付するよう契約書で取り決めていたところです。

しかし、令和2年3月頃から新型コロナウイルスの感染拡大が急速に進み、全国に国内初の緊急事態宣言が発出され、未知のウイルスの蔓延に国民全体が恐怖に怯えました。人流も制限され経済活動も停滞する中、誰もがこれからの先行きを案じ、社会が混乱したことは記憶に新しいところです。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、令和2年3月頃から急速に進み、国も疲弊する経済への支援対策の一環として令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナ



ウイルス感染症緊急経済対策～国民の命と生活を守り抜き、経済再生へ～【別紙 1】、令和 2 年 4 月経済産業省「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置（経済産業関係）」【別紙 2】、令和 2 年 4 月 15 日 内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の経済効果試算 資料 1【別紙 3】」など、様々な措置が執られました。

そのような中、令和 2 年 5 月 27 日にやまやへの訪問を行った際に、やまや側から「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急事態宣言による人流抑止で出張者や観光客が減少し、空港や駅等での販売が激減している。首都圏などで展開している飲食事業（約 50 店舗）も休業による売上減少が生じており、先の予測が全く見えない。弊社としても従業員の雇用維持と事業継続対策のために令和 2 年 7 月末を予定していた精算金の支払いを先延ばしにすることを検討してほしい。」との発言がありました。本町は、「持ち帰り協議を行う。」と回答し、その後、事務レベルでの協議を進めてまいりました。

令和 2 年 7 月 13 日にやまやから精算金支払い猶予の請願書【別紙 4】が提出され、その内容は、「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、首都圏及び大都市圏での飲食事業（50 店舗）の休業による売り上げ減少、出張や観光客の激減による福岡空港・博多駅等でのおみやげ物需要の減少、外食産業向け商品の減少があり 6 月以降回復に向かっているものの、その回復幅は少なく、先々の予測が立てづらい状況となっていることから精算金の支払いを 6 ヶ月延期してほしい」とのことでした。

やまやからは、「国の交付金などの活用を探りながら雇用の維持を図ることや経営資源の配分見直し等を行いながら手元資金の確保を行いたい。」との発言もありました。

この請願を受け、本町といたしましても、再度、ヒアリングを行い、やまやからは「篠栗町への進出移転プロジェクトを篠栗町や鹿島建設とも進めていく。コロナ禍での新たな時代への取り組みを模索していく。また、篠栗町のまちづくりに携わっていきたい。篠栗町への進出を断念することはない。」とのことでした。

本町は、財務状況のヒアリングと工場の稼働状況など確認を行い、猶予を行うにあたり、今後町に与える影響や新型コロナウイルス感染拡大の状況、国の経済支援措置等を含め、猶予を行うべきか総合的な観点で協議を行った結果、やまやの請願を認めるに至り、令和 2 年 7 月 20 日に土地売買代金の支払いに関する覚書【別紙 5】を締結しました。

なお、やまやとは、企業立地に関する協定書（平成 30 年 8 月 30 日）【別紙 6】を締結し、造成工事が完了する以前に土地売買契約（平成 31 年 2 月 15 日締結）【別紙 7】の締結を行っています。

①請求人によりますと「怠る事実 1」におきまして「篠栗町長は、本件土地売買契約書に本件条例に規定する遅延損害金（延滞金）に関する条項を入れず、かつ、本件土地

売買契約書について議会の承認を得る際、議会に対し、延滞金に関する条項を入れていないことについて、説明を行う義務があるのに説明を行わなかった。」とのことですが、請求人が主張するものは土地売買契約書第12条（所有権移転前の甲の解除権）【別紙7】において契約保証金を違約金として徴収することができるため、延滞金の条項を設けず違約金の徴収で対応するようにしております。なお、これらの事象により契約解除に至った場合は、篠栗町議会に諮るべきものです。説明がなかったとの主張については、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決が必要な事項とされていません。なお、平成31年第1回篠栗町議会定例会において議案第16号「財産の処分について」を上程し、その議案書に売買契約書の写しを添付しており、その結果、篠栗町議会総務建設委員会において全員賛成にて承認を受け、同年3月18日の採決において全員賛成で議会の承認を得ているところです。

②請求人によりますと、「篠栗町長は、本事業計画の事業用地に関する売買契約のうち、令和3年2月22日に篠栗町が株式会社久原本家食品と締結した土地売買契約書第4条（事実証明書16号証）には、土地売買代金の支払いに関する延滞金条項を設け未納入額につき年14.6パーセントの割合による延滞金を徴収することができる旨を明記している。このように、やまやとの売買契約書には、延滞金に関する条項を入れず、株式会社久原本家食品との売買契約書には、延滞金に関する条項を入れており、契約条件について不平等と言わざるを得ない。このような契約条件における不平等は、行政の公平性に違反し、その結果として、篠栗町の公有財産や町行政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。したがって延滞金に関する条項を欠く本件売買契約書を締結した篠栗町長の行為は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであって、篠栗町長は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を履践しなければならない。」との主張ですが、ケアユー、ファディ、やまやの3社は、売買契約書を当該産業団地造成工事完了前に売買契約の締結（やまや：平成31年2月15日【別紙7】・ファディ：平成31年2月15日【別紙8】・ケアユー：平成31年2月27日【別紙9】）を行っており、売買価格の2割を契約保証金として事前に受領しています。この契約保証金の目的は、造成工事完了前の契約であり、土地引渡しまでに一定期間を要することから売買契約の成立を明確に表すために手付金としたものです。また、2割の契約保証金は、当該産業団地の整備費用に充て、篠栗北地区産業団地整備事業特別会計の運用を行ってまいりました。

次に株式会社久原本家食品（以下「久原本家」という。）と東洋冷蔵株式会社（以下「東洋冷蔵」という。）、松原食品株式会社（以下「松原食品」という。）の3社との契約時期は、造成工事が既に完了しており、進出に向けた検討が短期間で行え、売買契約締結後からスムーズな入金手続きに移行できることから土地売買代金の入金は、一括で納付いただくように条件に盛り込んでいます。但し、土地代金の一括支払いに対する履

行担保がないことから、本町が容認できない事案によって入金が遅れた場合は、14.6%の遅延利息を課すよう設定しました。

要するに造成工事完了の前か後かによって、契約から引き渡しまでの期間や進出企業の検討の段階や条件が異なることから、おのずと契約条件が変わることは当然であり、また、双方その状況を同意した上で、契約を行っていることから不公平な契約ではありません。また、何等かを棄損する話でもありません。

③請求人によりますと「怠る事実2」におきまして「篠栗町長は、延滞金に関する条項を本議会に追加し、追加後の本議案の承認を得るなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っている」との主張ですが、「怠る事実1」と同様、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決案件として定められていないことから、上程する義務はありません。

④請求人によりますと「怠る事実3」におきまして「やまやは、篠栗町長に対し、売買代金の支払いを6ヶ月延期してもらいたい旨の令和2年7月13日付請願書を提出した。この文書には、理由は定かではないが篠栗町の受付印が押印されていなかった。この請願を受けた篠栗町長は、やまやの請願の必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認を得ないで、その請願をそのまま容認し、やまやとの間で残代金の支払期限を令和3年2月1日に延期する旨の土地売買代金の支払いに関する令和2年7月20日付覚書を締結した。」との主張ですが、令和2年9月17日に実施いたしました篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会【別紙11】で支払いを猶予した理由と延期した支払期限を請求人も含めた全議員に説明を行っています。

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響による支払期限猶予の申し出をやまやから受け、財務状況の見通しや企業活動の状況をヒアリングし、工場の稼働状況を確認するなど現状把握に努めました。また、町執行部の中で履行期限の延長を検討するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響や国の経済支援措置、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な観点で協議を行い、これらを検討した上で猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っています。

なお、令和2年7月13日にやまやからの支払期限猶予に関する請願書【別紙4】を受領し、同年7月20日に猶予を行うための「土地売買代金の支払いに関する覚書」【別紙5】の決裁を受けております。

⑤請求人によりますと「本覚書の性質が【和解】であると解した場合の地方自治法96条第1項12号の違反」との主張ですが今回の支払期限の猶予は、やまやに対し、前述した諸事情を考慮し、決定したものであり、そもそも紛争ではないことから「和解」

という表現は当てはまりません。

⑥請求人によりますと「本議案は、そもそも本件売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本議案も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。したがって、延滞金に関する条項を欠く本議案を議会に提出することは、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものであり、その結果として、篠栗町の公有財産や町行政の健全化棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益に棄損するものである。」との主張ですが、前述しましたとおり当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社におきましては、売買契約額の2割を契約保証金として事前に受領しており、買主に何らかの事案が発生した場合は、売買契約書第4条（契約保証金による乙による解除権の行使）【別紙7】、または、同第12条（所有権移転前の甲の解除権）【別紙7】において契約保証金を違約金として徴収することができるため延滞金の条項を設けず違約金の徴収で対応するようにしております。これらの事象により契約解除に至った場合は、篠栗町議会に諮るべきものであると認識しています。なお、延滞金に関する条項を設けていない点については「怠る事実1」において述べたとおりです。

今回は、本町に進出を表明している企業が新型コロナウイルス感染拡大による影響で苦しんでいる現状を受けての措置であるため、同契約第12条第2項オ【別紙7】で定める「乙に本契約を継続しがたい違法又は背信的な行為」を行ったと言えません。

また、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響は、世界的な災害であり、国も企業に対し様々な支援を打ち出している中、篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略の目的を理解し、本町のまちづくりに貢献したいというやまやの想いに対し、あくまでも、町が行う独自支援の一環です。この点は、令和2年第4回篠栗町議会定例会の一般質問【別紙10】におきましても請求人の質問に回答しているところです。

⑦請求人によりますと「怠る事実4」におきまして「篠栗町長は、令和2年12月11日、土地売買代金の納入期限を令和3年2月1日とする納入通知書をやまやに発出した。これに対し、やまやは、篠栗町等に対し、土地売買契約の土地精算金について支払期日を令和3年8月31日まで再度延期してもらいたい旨、令和3年1月26日付お願い文書を提出した。この文書にも、理由は定かでないが篠栗町の受付印が押されていない。この文書を受けた篠栗町長は、地方自治法、地方自治法施行令、篠栗町財務規則に定められた手続きを履行することを怠り、文書に記載された事実について、その必要性・合理性等について必要な調査をすることなく、議会の承認を得ないで、その文書をそのまま容認し、やまやとの間で①売買代金の支払期限を令和3年8月31日とし、②令和3年2月2日から同年3月31日までの金利相当分を年0.075パーセントとし、③令和3年4月1日から同年8月31日までの金利相当分を年利0.201パーセ

ントとする土地売買代金の支払の再延長に関する令和3年2月1日付覚書を締結した。本覚書の法的性質も、地方自治法240条3項、地方自治法施行令171条の6第1項及び篠栗町財務規則に規定された「特約」又は地方自治法施行令96条第1項12号に規定された「和解」であると解されるが、本覚書についても議会において報告されることもなく篠栗町長は、独断で秘密裏に事を進めたものであり、令和2年7月20日付け覚書と同様である。

そして、本覚書には、上記②③の条項が入れられているが、本件条例によれば本来民法所定の年5パーセントの割合による遅延損害金を徴取しなければならないのに、それよりはるかに低額の金利相当分を徴取することになっている。さらに上記1で述べたとおり、そもそも、本件土地売買契約書が延滞金に関する条項を欠き、行政の公平性及び本件条例に違反する以上、本覚書も行政の公平性及び本件条例に違反する瑕疵を承継する。したがって、本覚書は、行政の公平性及び本件条例が規定する義務を怠る違法なものである。このような本件土地売買契約の瑕疵を継承した本覚書は、行政の公平性に違反し、その結果として、篠栗町の公有財産や町財政の健全性を棄損し、篠栗町の住民を含む篠栗町全体の利益を棄損するものである。したがって、篠栗町長は、①地方自治法240条3項、地方自治法施行令171条の6第1項及び篠栗町財務規則に規定された所要の手続きを履践し、②地方自治法96条第1項12号に規定された議会の議決を得て、③延滞金に関する条項を本覚書に追加するなどの義務を負っているにもかかわらず、これらの義務を怠っているとわざるを得ない。」との主張ですが、請願書に記載された事実について、支払期限猶予の申し出をやまやから受け、企業活動の状況をヒアリングし、また、工場稼働の状況を確認するなど、その当時の状況把握に努めました。また、履行期限を延長するにあたり、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な影響を考慮したうえで、猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っていることからその必要性・合理性等は検証しております。また、議会の承認は、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例において議決案件として定められていません。

なお、令和3年2月19日に実施した篠栗北地区産業団地現状報告会【別紙12】におきまして、やまやの精算金支払延期の報告は請求人を含むすべての議員に行っており、また、やまやから利息相当分の負担をいただく説明も令和3年第1回定例会予算特別委員会におきまして、議案第23号令和2年度篠栗町篠栗北地区産業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）【別紙13】で説明を行い、請求人を含む出席者全員の賛成を得ていることから秘密裏に事を進めたとの指摘は当たりません。

また、利率に関しては、本町が精算金を期限通り支払われた場合、本来町が負担することがなかった借入金の利息相当分を負担願ったものです。その一時借入金の利率が令和2年度は、0.075パーセントであり、令和3年度は、0.201パーセントであ

ることから、その利率をもって負担額の設定を行ったものです。

また、延滞とは、期限内に支払いを完了せず、督促を複数回行い、それでも支払いに応じない場合であり、今回の本町の措置は、当初の支払期限が到達する前にやまやから申し出があり、やまやの財務状況の見通しや企業活動の状況をヒアリングし、工場の稼働状況を確認するなど現状把握に努めました。また、町執行部の中で履行期限の延長を検討するにあたり、新型コロナウイルス感染拡大の影響や国の経済支援措置、やまやの進出で得られる企業税収や新たな雇用創出、人口減少の抑制、国内外からの観光人口の流入、そしてまちづくりに対する貢献など様々な観点で協議を行い、これらを検討した上で猶予を与える判断を総合的に行い、支払期限の延長を行っていることから延滞には当たりません。

また、前述したとおり、延滞利息の明記につきましては、先述したとおり、当該産業団地における造成工事完了前に売買契約を締結した3社から売買契約の2割を契約保証金として受領しており、買主が売買契約書第4条の契約保証金による乙による解除権の行使【別紙7】、または、同第12条（所有権移転前の甲の解除権）【別紙7】において買主がこれらに該当することがあった場合、契約保証金を違約金として徴収するようにしていることから、延滞金に関する条項は設けていません。また、篠栗町議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条には、変更契約に関する条項がないため、議案の内容に変更が生じた場合、篠栗町議会に上程しています。以上のことから行政の公平性及び本件条例に違反するような議案を篠栗町議会に提出しているとは言えません。

③請求人によりますと「怠る事実5」におきまして「篠栗町長は、本件土地売買契約に従って確定測量が完了したのち、速やかに支払期限を確定して納入通知書をやまやに発出し、指定された期限までに売買契約代金が支払われない場合は、本件条例に基づき、やまやに対して、期限までに売買代金を支払うよう督促を行い、指定された期限までに売買代金が支払われない場合は、年5パーセントの割合による遅延損害金を請求する義務を負っていた。しかし、篠栗町長は、速やかに納入通知書を発出し、本件条例に基づいてやまやに対して、督促及び請求を行うことを怠っており、このような篠栗町長の行為は、義務を怠る違法行為というべきである。」との主張ですが、令和元年2月15日に締結したやまやとの土地売買契約書第5条2項【別紙7】において「前項の納入通知書は、甲が行う本件区画の造成工事の完了公告【別紙14】が出された後、速やかに発行する。」となっています。

しかし、やまやが新型コロナウイルス感染拡大による影響を受け、支払期限猶予の申し入れがあり、令和3年7月13日に支払い期限猶予の請願書【別紙4】を受け、令和3年7月20日に「土地売買代金の支払いに関する覚書」【別紙5】を締結したことから納付書の発行は行っていません。

⑨請求人によりますと「篠栗町長は、遅延損害金債権を放棄したのであれば議会の承認を得ていないことから違法であり、篠栗町は、遅延損害金相当の損害を被ったというべきである。このような篠栗町長の行為は、義務を怠る違法な行為であり、篠栗町は、篠栗町長に対して損害賠償請求できるところ、篠栗町の機関としての篠栗町長は、篠栗町長個人に対して、損害賠償請求を行わず、損害賠償請求権の行使を怠っていることから、これも義務を怠る違法な行為となる。」との主張ですが、前述しましたとおり、延滞とは、期限内に支払いを完了せず、督促を複数回行い、それでも支払いに応じない場合であり、今回の本町の措置は、当初の支払期限が到達する前にやまやから申し出があり、その企業の状態をヒアリングし、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮したうえで、支払期限を猶予していることから延滞には当たりません。これらのことから損害遅延金は生じておらず、義務を怠る違法な行為はありません。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染拡大の影響がなければ、やまやは精算金を当初の期日までに納入し、工場建設に着手していたところです。コロナ禍において、国の各種支援策が施されている中、やまやが新型コロナウイルス感染拡大の被害を受けた企業の一つであることは紛れもない事実であり、精算金の猶予は、町として総合的に判断したものです。

これらのことから、請求人が主張する怠る事実は、全て当てはまらないものであり、本件の請求却下を求めます。

3 証拠書類

【別紙 1】「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策-国民の命と生活を守り抜き、経済再生～」

【別紙 2】「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置(経済産業関係)」

【別紙 3】内閣府「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の経済効果試算 資料 1」

【別紙 4】やまやから清算金支払い猶予の請願書

【別紙 5】土地売買代金の支払いに関する覚書

【別紙 6】企業立地に関する協定書(平成 30 年 8 月 30 日)

【別紙 7】土地売買契約書(平成 31 年 2 月 15 日)

【別紙 8】売買契約の締結(ファディ:平成 31 年 2 月 15 日)

【別紙 9】売買契約の締結(ケアユー:平成 31 年 2 月 27 日)

【別紙 10】令和 2 年第 4 回篠栗町議会定例会の一般質問

【別紙 11】篠栗北地区産業団地整備事業特別委員会

【別紙 12】篠栗北地区産業団地現状報告会

【別紙 13】令和 3 年第 1 回定例会 予算特別委員会

【別紙 14】造成工事の完了公告

【参考資料 1】篠栗町への検討依頼文書(令和 3 年 1 月 26 日)

【参考資料 2】土地売買代金の支払の再延長に関する覚書(令和 3 年 2 月 1 日)